

第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会
第9回議事録

消費者庁消費者政策課

第9回 第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会
議事次第

日時：平成30年6月26日（火）13:00～

場所：中央合同庁舎第4号館 1214会議室

1. 開 会

2. 議 事

中間取りまとめ

3. 閉 会

○河内課長 それでは、定刻となりましたので、第9回「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、本日は、伊藤委員、浦郷委員、首藤委員から所用により御欠席との御連絡をいただいております。

それでは、これからの進行は山本座長にお願いいたします。

○山本座長 それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

まず、配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

○澤野企画調整官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしている一覧とあわせて御確認いただければと存じます。

まず、議事次第。それから、座席表がございまして、本日の配付資料でございしますが、この検討会の中間取りまとめ（案）ということでございます。

それから、参考資料が2点ございまして、7回、8回の検討会における概要をおつけしてございます。

以上が、本日の配付資料の一式でございます。お手元に不足等がございましたら、都度で結構でございますので、お申しつけいただければと存じます。

以上でございます。

○山本座長 それでは、議事に入りたいと思います。

この資料の「『第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会』中間取りまとめ（案）」というものが本日の主要な対象でございますが、まず、このペーパーにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○澤野企画調整官 では、引き続きまして、資料について御説明を申し上げます。

本日お配りしてございます中間取りまとめ（案）でございますけれども、去る6日に開催された前回の会議でお配りをしたのから、その当時は論点整理となっておりましたが、いただいた御意見等々を踏まえまして、より一覧性を持って読みやすくする形をとらせていただくとともに、内容の充実・強化を図らせていただいたものでございます。

構成でございますけれども、最初のページに「Ⅰ はじめに」ということで前書きに相当する部分がございますが、次のページでございますが、Ⅱということで、取り巻く状況の変化、変化の状況が非常に急激であるというところと、SDGsのあたりを御紹介しているという形でございます。

それから、論点整理の段階では視点と課題ということで2つに分けて整理を申し上げていたところだったのですが、そこはなかなか峻別するのが難しいのではないかと、最終的に事務局のほうでも整理いたしまして、「Ⅲ 消費者政策の視点について」ということで、各委員から御意見をいただいた中で、基本法のいわゆる2条におけるたてつけを踏まえて整理したほうが体系的にできるのではないかとこのところに沿って対応させてい

ただきました。

3ページでございますけれども、まず、「1 消費生活に係る健全な生活環境の確保」。それから「2 消費者の権利の尊重」ということで3ページの下のほうにございます。

4ページで「3 消費者の自立支援」と、権利の尊重と車の両輪となるべき自立支援について記載をしてございます。

最後、5ページで、消費者基本法の2条のところで消費者の権利ですとか自立の支援、それから、もろもろの配慮事項が3項目ございますけれども、それにおさまり切らないものについて、消費者基本法の第2条より後の条項で、いわゆる責務規定などがございまして、そこにひもづけたほうがよりわかりやすいかと存じまして、4を立てまして3項目設けているという形でございます。

それから、最後に「IV おわりに」と、ちょっと簡単でございますけれども、中間取りまとめから最終取りまとめに向けての取組などを何となく目出ししているというところでございます。

以上が全体構成で、最初の1ページにお戻りいただいて、前回から様相も変わってございますので、一通り御説明を申し上げたいと存じます。

「I はじめに」ということで、これまで9回の会合を重ねてきたというところから入らせていただきまして、これまで検討会を経ていく中で、過去の消費者政策のいわゆる進捗状況でありますとか、そういったところに対する御意見もあったものですから、3期目は中間ということでございますけれども、過去3期、どのような形で時代の状況変化等々に即応してきたかというところを簡単に列記してございます。

まず、平成17年、1期の計画期間では、毎年、検証・評価・監視を実施しており、消費者政策会議、総理を座長とする会議において、このような冊子を毎年つくってきたという形でございます。

それから、2期におきましては、毎年、計画の本体の改定を実施しておりました。計画本体の後ろのほうに施策の取組についての別表がございまして、そこを更新するのを主な内容とする改定をやってきたという形でございます。

3期の計画の期間中におきましては、消費者政策会議決定の形をとる工程表を別途作成するという形で、進捗状況を示しながら進行管理していくということになっているところでございます。

それぞれの期間内で徐々に進捗管理の仕方を向上させながらやってきているという状況であります。

そうした中ではあるのですが、この3期の計画の期間中において、2030アジェンダの採択でありますとか、シェアリングエコノミー型のビジネスモデルの広がりといった状況変化が非常に大きいといった形になってございまして、現時点で全てを見通せるかというところはございますが、こうした環境変化を機敏に見てとりながら、新計画をつくっていくことが必要であろうということでございます。

この取りまとめにつきましては、前回、宮木委員のほうからもお尋ねがあったりというところがございます、改めて入念的に記載させていただいてございますけれども、新たな動きや視点というところを特に整理しながら書かせていただいているところで、3期の計画までで着実にやってきているものというよりは、変化の相をきちんと捉えていくというところを主に置いて取りまとめをさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、Ⅱでございますが、論点整理の段階では箇条書きで列記していた内容を今回、中間取りまとめという中で文章の形にさせていただいてございます。

高度情報通信社会の進展とか、グローバル化の進展といった状況のさらなる進化によって、ビジネス形態等々が非常に大きく変化している。また、時代の画期になるような大きな行事・イベント等も控えているというところで、急激な変転と言えるのではないかとこのところであります。

そうした中である一方で、前回も御指摘がございましたけれども、貧困・格差の拡大等々の課題もある。また、超高齢社会の到来というところも避けて通れない問題であるというところで、こうした変化に対し、きちんと、取り残される消費者が出ないようにしていくことも一つの大きな課題であろうということを明示してございます。

こうした中で、国際社会に目を転じますと、先ほどもちょっと簡単に申し上げましたが、SDGsの話が出てきているところでございまして、また一方で、こうしたものと方向性を同じくするものとして「Society5.0」が提唱されているところでございます。経団連様のほうからも、SDGsを実現するための「Society5.0」といったプレゼンをしていただいたところでありまして、そういったところを踏まえて、こうした基本的方向性を検討していく必要があるのだらうとさせていただいているところでございます。

「Ⅲ 消費者政策の視点について」で、大きな構成は冒頭で御紹介したような形に整理をさせていただいてございます。

まず、権利の尊重に入る前段として、7ページをごらんいただくと実は参照条項がございまして、消費者基本法の2条1項の基本理念の規定のところ、前回も縷々御指摘を賜ったところですので、いわゆる消費者政策の推進については、2行目にございますが「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される」ということを前提とした上で、以下に掲げられているところが消費者の権利を書いているというところでありまして、4行下までの「被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに」となっており、また、「消費者の自立を支援する」ということ。この2つが並んでおります。それらが基本として行われなければならないとなっていることを踏まえて、体系立てをさせていただいているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、まず「1 消費生活に係る健全な生活環境の確保」のところでございますけれども、前段の社会状況の変化のところでもSDGsを取り上げさせていただいてございますが、そうした部分、きちんと位置づけや関係の整理から書いてい

くべきだろうということで御指摘をいただいたところを踏まえまして、記載を追加しております。2015年9月に採択されたSDGsの理念として「誰一人取り残さない」社会の実現ということが掲げられていること、また、実施指針を我が国も作成して、消費者政策の側としても、貢献し得る施策の推進を図っていることを明示しております。そして、これらを踏まえて今回の計画も策定していくことが期待されるということでもあります。

それから、いわゆる賢い消費者というワーディングとの関係で、主体性ということで御指摘・御意見を賜ったところを踏まえまして、SDGsの考え方における主体性の重要性を踏まえながら、消費者自らが責任を持ち、行動するということが重要であるということ。次期の計画においても、そうした視点を持って立案を進めるということが重要ではないかという考え方のもとで書かせていただいているところです。

また、委員の御指摘もあったところでもありますけれども、SDGsの裏返しとしてESG投資における評価の指標が設けられているとか、そういった運用のされ方もされているというところを踏まえて、多様な主体の指針となり得る性格を持たせていくことも重要ではないかということで書かせていただいているところでもあります。

もう一つがグローバルの関係で、前回も、観光の関係で個別の御指摘などもいただいたところがございますけれども、グローバル化の進展等々が非常に進んでいるということと、それから、これまでの検討会の場においても、ボーダーレスな取引が非常に進んできているというところで、国際的に協調したようなルールというものの必要性について御指摘を縷々賜ったところがございます。そうしたところについて、まず全体で書いているというところでもあります。

また、先ほど申し上げたような、インバウンドの急増ということについて、やはり個別の対応が必要だろうということを記載しているところがございます。

それから「2 消費者の権利の尊重」というところで、主にここについては、やはり「(1) 高度情報通信社会の進展への対応」というところを中心に、この検討会において御指摘・御意見を賜ったのかなと理解をしております。まず1つ目のところで(1)のところから大きな枠として「Society5.0」の実現を目指しているというところと、それらにより生じる、今、よい影響であるとか、あるいは弊害なども含めて対応策を考えることが必要であるという、その大きなところについて主に書かせていただいているところです。

それに対する被害の救済といった観点から、いわゆる小口多数の紛争の増加ということも想定されるという中で、AIの活用であるとか、オンラインADRといったものの検討も重要ではないかということに記載させていただいているところがございます。

(2)のところで、少し各論的なところに入ってくると、データポータビリティの話であるとか、個人情報の流通であるとか、同意のあり方といった御意見を多く賜ったのかなというところでもあります。それから、ネットオークションであるとか、プラットフォーム事業者を介したような商取引の拡大・増加というところでもあります。大きくは、これらの2点について、御意見を賜ったところが多かったのかなというところで認識をござ

いまして、データポータビリティについては、昨今、欧州などでも取組が進んできているという状況もございますので、そういったところを踏まえながら記載を変えているところでもあります。

それから「また」以下、3段落目でございますけれども、プラットフォーム事業者を介した商取引が拡大しているというところで、典型的な事業者対消費者という二項対立ではない、全体を捉えたようなルールの検討ということも重要であろうというところ。それから、プラットフォーム事業者をめぐっては、いわゆる顧客間紛争の解決のあり方のようなところが新たな課題になるのではないかということに記載させていただいているところがございます。

また、いわゆる発信力についてもこれまで委員の方々から幾つか御意見をいただいていたかと思うのですが、それにとどまらず、「世代別」の取組の必要性といった問題意識もお示しいただいていたと思いますので、いわゆる高度情報通信社会に対応した発信、普及、あるいは訴求のあり方といったことについて小まめに見ていくというところも含めて、SNSの積極的な活用などを、アプローチの仕方という観点で入れさせていただいているところがございます。

それから「3 消費者の自立支援」ということで、消費者の権利というところと並び立つもう一つの大きな柱という形でございますけれども、消費者の自立という考え方についても、5ページに入っておりますと書いてございますように、これまでの考え方に加えて、やはりエシカル消費とか、SDGsといった昨今の取組の中で、自立支援のあり方についての新しい概念の形成にも資するような新しい取組が積み重ねられてきているというところをまず記載させていただいております。

その上で、それだけではなく、当然ながら、自立支援から少し抜け落ちてしまうかもしれない方々がいるのではないかということもございます。特に我が国の人口構造が変わっていく中で、こうした自立困難な消費者の存在というところについても少し考えていかなければならないというところで、前回の論点整理でもアウトリーチ型の相談支援体制ということで入れてございましたけれども、ここの中でそうしたことについても言及をしているというところがございます。

それから、自立の支援と言っていく中では、当然ながら、知識であるとか、そういったものについてもきちんと持っていただくということが必要な中で、最近の大きなトピックとして、成年年齢の引き下げというものに関し、関係法が国会で可決されたという状態でございますので、そういったところも捉まえながら消費者教育の充実を不断にやっていくというところの中で、特に若年層についても対応を図っていくという観点を記載しているところがございます。

最後、4番のところでございます。いわゆる消費者行政の推進力ということで、国・地方を通じた機能とか、組織体制のお話をさせていただいております。

まず消費者庁の関係で、司令塔・エンジン役というところについては、前回から記載を

してございますけれども、そうした中で縦割りを超えた横断的政策の企画立案、それから、政府一体となつての対処というところが引き続きやはり重要であるというところを書かせていただきました。

「② 地方公共団体における対応力の強化」で、前回も地方消費者行政について、ある程度の記述の分量を用意してございましたけれども、6ページに入っていただけだと思いますが、今後の地方消費者行政の推進ないし支援のあり方として、一つは強化交付金。もう一つが、いわゆる地方財政において、一般財源を地方公共団体の側で確保いただくという車の両輪で進めていくことが重要であろうということで記載をしております。

それから、公共の側がこういった形で取組の推進を図っていく一方で、消費者団体の活性化についても意見交換をいただいたと承知をしております。そうした中で出てきたキーワードを生かしながら消費者団体の重要性を書かせていただいた上で、現状について触れさせていただき、さらに、近年の消費者団体においては、やはり若い世代を中心に消費者問題について関心を持つように促していくとか、あるいは社会を変えていくという視点を持った活動ということがやはり期待されていて、その期待も非常に大きいということで、今後もその活性化について考えていくことが重要ではないかと記載をしております。

それから、情報の関係についても前回御意見・御指摘を賜ったところでございますけれども、まず1つは、前回も記載させていただいたところなのですが、多様なソースからの情報収集が重要であるということと、それから、収集方法の効率化とか分析のあり方といったところの御指摘を特にいただいたかと思っておりますので、そうしたあたりの記載をさせていただいているところでございます。

ちょっと具体的な記述といたしまして、森光委員から初期のころにいただいた御提案なども引き続き記載をさせていただいているところでございます。

最後、「IV おわりに」ということで、今後のあり方であるとか、あるいはこの検討会での提言をいただいた後の方向づけについて記載を簡単にしてございまして、今後、最終取りまとめに向けてのところ、関係府省や関係団体等との意見交換なども踏まえながら、今後も整理をしていければということがございます。

それから、最後でございますけれども、本検討会の取りまとめの後に、4期の計画の立案に当たって、この成果を生かして対応していくということ、主語はあくまでも、この検討会で御議論いただいて、検討会としてお取りまとめいただきますので、消費者庁に対して強く期待をするという形で示させていただいているところでございます。

雑駁とした説明で恐縮でございますが、説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

前回の検討会での議論を踏まえて、かなり書き方を変えていただいたり、付加していただいたりした部分があり、また、その順番、書く順番についても消費者基本法の趣旨を踏まえて、体系的なわかりやすいものにしていただけたのではないかと思います。それから、これについてさらに御質問・御意見をいただきたいと思いますが、本日御欠席の伊藤

委員及び浦郷委員から文書で御意見をいただいておりますので、まず、私のほうから簡単に御紹介をしたいと思います。

まず、伊藤委員の御意見は大きく2点あると思いますけれども、1つは消費者の自立というところ、取りまとめ（案）の5ページの5行目あたりでしょうか。「国や事業者等の関係者が連携して、行動する消費者を支援する」という文言で「国」ということについて、これは地方公共団体も含めた「行政」という表現でもよいのではないかという御意見が1つ目です。

もう一つが、中間取りまとめ（案）の6ページの1行目からの文章、一番最後の文章に、中間取りまとめ（案）だと「一般財源による消費者行政経費の安定的な確保に努めることが重要である」ということでありましたが、これについては「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会報告書」等にある「一般準則期間」という観点について言及をいただいたほうがよいのではないかということで、この伊藤委員のペーパーの裏のページにその修正案としてアンダーラインが引かれてあるように「国の財政措置の活用期間も勘案しながら、計画的に、一般財源による消費者行政経費の安定的な確保に努めることを期待する」という文言を御提案いただいております。

それから、浦郷委員が、大きくは4点ぐらいになるかと思います。

まず、3の「（2）脆弱な消費者」の部分でありますけれども、これについて、もう少し書き加えたらどうかということで、産業界の積極的な取組を支援する施策とか、製品・サービスごとに脆弱性を特定して、分野別に必要な施策を講じる必要といった観点も重要ではないかという指摘です。

4の「（1）消費者行政の推進力の向上」の部分ですが、まず①の消費者庁に関連する分では、消費者庁自体の人員・財政面での体制充実といった観点、あるいは消費者委員会の建議機能の発揮の重要性ということにも触れたらどうかということですし、それから、②の地方公共団体の点については「国による恒久的な財政支援策の検討」も加筆すべきだという御意見です。

6ページの「（2）消費者団体の活性化」については、やはり同様に、財政支援の検討ということが指摘されております。

最後の○では、消費者契約法について、今国会で改正されたわけですが、その附帯決議に明記された課題については、この第4期消費者基本計画の中にも確実に反映されるべきだという御意見が記載されております。

簡単ではございますが、両委員からいただいた御意見は以上のようなものです。

それでは、これからは御自由に、この中間取りまとめ（案）について、御質問あるいは御意見がございましたらお出しいただきたいと思います。

弁護士委員、どうぞ。

○弁護士委員 主な構成については、非常に基本法の流れに沿ってわかりやすくなって、読みやすくなったかなと思っております。

それで、1点気になっているのが、消費者について、「自らが責任を持ち」という「責任」という言葉を使ってあるのです。具体的には3ページの(1)の第3段落の2行目とか、あるいは5ページ目の(3)の一番下の行に「責任を持って行動」ということがあります。

恐らく書かれた趣旨としては、消費者が自らの役割をきちんと自覚をして、主体的に行動するよという御趣旨だと思うのですが、法律家の観点から見ると、やはりどうしてもこういう記載があると、例えばきちんと消費者がそれなりの役割を果たさないと一定のペナルティーを受けるとか、あるいは何らかの被害を受けても、ペナルティーを受けてもやむを得ないのだという趣旨に捉えられたら怖いという懸念がどうしても出てまいりますので「責任」という表現はできれば避けていただきたいなと思っています。

ちなみに、御承知のとおり、消費者基本法でも国とか事業者の責任という言葉と、消費者とか消費者団体の役割のようなことははっきり言葉として使い分けられているのです。消費者基本法上は、消費者とか消費者団体については、努めなければならないという努力義務的な規定ぶり。それに対して、国とか地方自治体とか事業者については、責任という義務的な規定ぶりになっていて、ここではっきり使い分けているので、そういう趣旨からも「責任」という言葉のところは、例えば「一定の役割を自覚しながら」という表現ぶりに変えていただいたほうが法の規定ぶりにも合いますし、恐らく本来書かれている趣旨もそういう表現ぶりなのかなと思いましたので、1点、気づいたのは2カ所です。

SDGsの「つくる責任つかう責任」というものはSDGsでそうなっていますので、そこはしよがないかなと思っていますが、それ以外の部分についてはちょっと御配慮いただければと思います。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 前回の論点整理から今回の中間報告になって、コンパクトに大分整理をされていると思います。さらに議論を深めていくためのたたき台としては、全体的にはこういう整理の仕方でいいのではないかと思います。

その上に立って、3点ほど要望と意見を述べたいと思います。

1点目は、前回も発言しましたがけれども、次の第4期基本計画のキャッチコピーと申しますか、どういう社会を目指すかというメッセージ性、そういうものが必要だと思っています。最終報告の段階では、何をメッセージとして打ち出すかということの議論が必要です。あるいは、それらの議論を踏まえて、消費者庁としてどういうメッセージを出すか、キャッチコピー、あるいはサブタイトルなどについて検討いただければと思います。

これまで触れているように、消費者庁発足10年目の節目にも当たるため、この第4期消費者基本計画で何を国民に訴えているのかというメッセージ性をぜひ出してもらったほうがいいと思います。これまで出ていた「思いやり社会の実現」とか、あるいはSDGsの関連

であれば「誰一人取り残さない」社会、あるいは「よりよい」社会の実現といったところですが、さらに検討が必要であると思っております。

2点目は、これまで何度か私も発言しておりますが、消費者保護につながる観点からも、内部通報制度の整備・充実が必要です。3ページに「Ⅲ 消費者政策の視点について」の中で内部通報制度の整備等の強化が示されておりますが、この公益通報者保護制度が、SDGsへの対応の取組という視点から位置づけることとしては重要だと思えます。

より具体的な内容については、今後、最終報告段階の中でどう記載するか、あるいは今、消費者委員会での制度見直しに向けた検討状況等を踏まえて、さらに具体的な内容を書き込んでいただければと思っております。

3点目は、4ページからの「3 消費者の自立支援」についてです。ここでは消費者の自立と、自立した消費者への支援、それから、5ページにあります(2)の脆弱な消費者への支援体制という、2つが書き分けされております。両方とも、これは国、そして地方自治体、事業者との連携、あるいはさまざまな団体とのネットワーク・連携が必要だと思います。伊藤委員の意見書にもありましたように、消費者の自立というところでは、国、当然、地方自治体も含めての連携が求められると思いますので、そのことも重要な視点ではないかと思えます。

なお、エシカル消費、あるいはSDGsの普及に関連して、連合の地方組織である地方連合会が都道府県に対して、エシカル消費の推進を要請したところ、県のほうから、具体的にどういうことをやればいいのかと逆に問われたということがあります。そういう面では、エシカル消費について、地方ではどういう取組を行ったらいいかなど指針づくりも、今後検討する必要があるのではないかと思えます。

その(2)のほうの脆弱な消費者への支援策、相談支援対策ということでは、最後の行にアウトリーチ型の相談支援体制ということもありますので、これもやはり地方、特に地方行政でいうと、福祉部門との連携が必要になってくると思えます。そういう視点もこれから重要だと思いますので、最終報告にはそのことも含めて書き込んだほうがいいのではないかと思えます。

○山本座長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。

これまで出された意見、我々のほうで申し上げた点も含めてよく書いていただいて、非常に感謝しております。特に前回から構成を変えたのは、事務局としては大変な作業だったかと思いますが、うまくまとめていただき御礼申し上げます。

その上で、若干細かい点、あるいは質問もあるのですけれども、申し上げたいと思えます。

1点目は、非常に大きい論点です。消費生活のグローバル化について書いていただいて

いまして、それはそのとおりなのですけれども、我々としては非常に残念に思っているのは、昨今、そういったグローバル化を阻むような、つまり、貿易戦争が起こるような世の中になりつつあります。我が国は比較的まだ被害が少ないところではあるのですけれども、世界中からよい製品を安い価格で買えるという豊かな消費生活の基本となる世界の自由貿易体制が危機に瀕しつつあるということについて、どういうふうを考えるのかという点が気になっております。消費者庁の直接の所管ではないのかもしれませんが、消費生活に大きな影響を与えるものではないかと思っております。そういった視点を、これまでの議論で出ていなかった新しい話で恐縮なのですけれども、入れていただくというのは一つ考えられるのではないかなと思っております。

その上で、2ページ目の「Ⅱ 消費者を取り巻く状況変化について」、入れるとすれば今申し上げたことを入れていただく形になると思いますけれども、この2パラ目が若干よくロジックがわからないところがあって、2パラ目の1行目でグローバル化のようなことを書いているわけですが、「一方で、そうした変化に伴い、貧困・格差、環境問題、労働環境の悪化」と書いてあります。これらが「そうした変化」に伴って出てきている問題なのかどうか、若干関係がわかりにくいので、できれば解説していただければと思います。

さらに、その後「社会の変化がもたらす利点を享受できず、取り残される消費者の存在」が出てくるのですけれども、これと、例えば環境問題とか労働環境の変化とかとの関係はどう理解するのかといった疑問もあり、全体に、書いてあることの相互の関係が若干わかりにくいような気がいたします。その関係をもしロジカルにご説明いただけるのであれば教えていただければと思います。もし整理が不十分のようであれば整理していただいたほうがいいかなということでございます。

あと「Society5.0」について書いていただいて、ありがとうございます。これについては経済界も取り組んでいますということを一言申し上げたいということでございます。

3ページ目に参りまして、3ページ目の(1)の3パラ目の下から3行目の「投資家にとってはESG投資における評価の指標となることにつながり」というのが、何を受けて、何がどのような指標になっているのかというのが若干わかりにくいという気がいたしますので、解説いただくか、御修正いただいたほうがいいかなと思っております。

同じところの「(2) 国際化の進展への対応」でございますけれども、ここは若干リダウンドントという気がいたしまして、まず最初に「消費生活におけるグローバル化の進展」というものがあるのですが、その中身と、その後に出てくる「消費者が直接国境を越えた取引をすることがより一層身近になり」ということは同じことを言っているのではないかと思っております。違う意味合いであればそのように書いていただいたほうがいいのかないかと思いました。

細くなつて恐縮でございますが、4ページで、これは文章の修正ですけれども、3つ目のパラで「今後の消費者政策の策定に当たっては」で始まるパラグラフなのですが、こ

の paragraph は2つの文章から成っております。「対応策を考える必要がある」というところと「また、技術の発展による市場の活力向上、消費者の利便性」云々と書いてあるところ、すなわち「また」でつながっている1文目と2文目の関係が同じことのような気がいたします。ここは整理が必要なのかなと感じました。

あと「また」で始まる文章の中身で「技術の発展による市場の活力向上、消費者の利便性向上」と「消費者保護」について、「適切なバランスを図ったルールの方針が必要である」と書いてあるのですけれども、この前者と後者の関係について、「バランス」という言葉を使うとトレードオフのようなニュアンスが出るわけですが、本当にそうなのかというところが疑問に感じております。別のワーディングのほうがいいのではないかなと思った次第です。

あと、(2)の2パラ目で「個人のデータ活用においては、データポータビリティ」のところですが、データポータビリティという、先ほど調整官からもEUの話が出ましたが、若干特定の意味が出る可能性があるということ、他方で、いろいろ多義的に使われている言葉でもあるようなので、その後の個人が自己のデータ管理というのは残していただいているのですが、データポータビリティという言葉は落としていただければ非常にありがたいと存じます。

その下の「また」で始まるネットオークションのところ、その paragraph の下から2行目で「顧客間の紛争をどのように解決していくか等は新たな課題となる」というところはいいのですが、これを一義的にやるのがプラットフォーム事業者なのかどうかというのは議論の余地があるように思っております。现阶段でプラットフォーム事業者がやるべきだということと言及するのは若干言い過ぎなのではないかなと思ったところでございます。

4ページ目の一番下から消費者の自立というのが書いているのですけれども、これは私が読んだところ、消費者が自分の利益のために自立しますという話と、よりよい社会のために行動しますという話という2つのことが書いてあるのかなと思ったのですが、若干その書き分けがわかりにくい感じがしております。まず自分の利益なり権利のために自立することを基本としつつ、その上で、こういったことが重要だとか期待されるとか、2段階の書きぶりにしたほうがわかりやすいかなと思いました。

あと、これはこれまでも議論があるのかもしれないのですけれども、消費者庁の司令塔機能のところなのですが、一般的に「司令塔機能」といった場合は、例えば、行政内部で省庁Aと省庁Bがあって重複があるとか、あるいは政策間のプライオリティーがつかないとか、そういった状況の中で、司令塔機能を持ってやっていくという使い方をしているのかなと思っています。ここで書いてあることというのは業法で対応できないので、各分野横断的な取組が必要だという文脈なのですが、おそらく取引などが複雑化している中では、個々の専門家が取り組んだほうがより効率的なことというのが多いと思うのですけれども、そういう中で、この司令塔機能というものは一体どういうことを言っているのかというのがちょっとわかりにくいかなと思います。

同じパラグラフで「個別の事案への対応においても」と書いてあるのですが、個別事案への対応で分野横断的な取り扱いをする消費者庁が出てくるというのは若干イメージがしにくくて、もしイメージがあれば教えていただきたいと思います。

あと、先ほど意見も出ました5ページの一番下の「② 地方公共団体における対応力の強化」で、国に頼るということだけではなくて、地方公共団体が自ら財源を確保していくことも重要なのではないかと考えております。そういった視点も書いていただければということでございます。

あと、6ページの「(2) 消費者団体の活性化」のところですが、これはおそらく2つのことが書いてあって、消費者団体の機能としては、消費者に対して啓発活動を行っていくという話と、政策プロセスに対して現場の声を踏まえて意見を言っていくという話の2つがあると思っています。この2つの話が、若干入れ子のように書いてあってわかりにくい気もいたしました。それぞれの機能に分けて整理して書いていただいたほうがいいのかと思いました。

もう一点、これを行政が支援するということはいいのですが、立法に対して言う意見の形成を行政が支援するというのは、若干行政ののりを越えているという気もいたします。ここは別の表現のほうがいいのかと思った次第でございます。

済みません。長くなりましたけれども、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

多くの点について御指摘をいただきましたが、事務局のほうから何かコメントはありますか。

○澤野企画調整官 御指摘を賜り、ありがとうございます。

まず、3ページ、ESG投資の関係で、本日はまだお見えでない川廷委員のほうからプレゼンをいただいたときにも、ESG投資における、いわゆる評価指標なるものが立案されたり、公表されたりしているところを、SDGsとESG投資がコインの表と裏の関係にちょうどあるような形で運用もされているような実態にあるのだということで、国際的に評価尺度の中で個別企業がどの程度の評価レベルにあるかというところが、非常に関心が高い状態にある等とご紹介いただいたところを踏まえて、このような形の記載をさせていただいているところでございます。

4ページで(1)のところも「併せて」と始まる直前の「また」以下のところでございますけれども、確かに後ろの部分と「また」の前段部分のところの対応策の、ある意味、主要な一例ではないかという意味合いで御指摘をいただいている形ということかなとは思いますが、御指摘も踏まえて、ここは記載ぶりを精査させていただければと存じます。

データポータビリティのところでございますけれども、釈迦に説法になってしまうかもしれないのですが、いわゆるデータポータビリティが唯一絶対の解なのかというところの中で、経済産業省等々でもいろいろな、我が国としての情報の流通のあり方、流動性のあり方について、どのようにやっていくかというところを御議論いただいているところ

ではありますので、ここをそのまま書くのをやめるのがよいのかどうかについては、実務の状況も見ながら、ちょっと整理をさせていただければと思います。

それから、後半のところ、プラットフォーム事業者において顧客間の紛争をどのように解決していくか等についてというところでございますけれども、他方で、それこそ例えば、この6月から施行されている民泊事業法などについても、いわゆる仲介サイトの開設をする事業者においても、やはり民泊の宿泊スペースを提供するに当たっての運用のあり方などについて、規律がちゃんとされるべきという運用が一定程度求められている状況にもあろうかと思っておりますので、御意見をいただいたところではありますけれども、このような形で、あからさまに書くかどうかはともかくとして、そういったプラットフォーム事業のいわゆる鎬矢となるような法制度においてもいろいろな考え方が示されているような施行当初の状況にあるということもちょっと御理解をいただいた上で預らせていただければと考えております。

5ページでございますけれども、消費者の自立の支援のところ、まず自らの権利の擁護や増進のための自立があった上で、その後によりよい社会とつながるのではないかとこのところではあるのですが、確かにそのように「さらには」という形の中で、5ページの2行目から3行目にかけてのところ「さらには」云々としていくことで、その流れはある程度書き分けていたつもりではあるのですが、その点がちょっとわかりにくいということでございましたら、また考えさせていただければとは思いますが、今のところ、私どもとしては一応そのロジックの流れは書き分けているつもりでございます。

それから、5ページの4(1)①、司令塔とエンジン役のところでございますけれども、いわゆる業法で対応はできない状況となっているところについて、各業法の専門性の発揮されるべき領域については、それこそ金融であったり、決済であったり、運送事業であったり、業法がそれぞれあるのですけれども、個別の法律としては、それらのはざまに落ちているものに対処するために消費者安全法という法律があって、個別の業分野に落ち切らないものについて、事業者へのアプローチを含めてやるようになっているということがまず権限上の問題としてございます。

もう一個、消費者庁として、やはり消費者基本計画をつくることを含めて、消費者の行政を推進するという独立の役所で、しかも私どもが消費者委員会さんについてコメントを申し上げるのは僭越なのですけれども、監視機関として消費者委員会も置かれていてということで、現行のような形で、独立の役所が置かれ、バランスをとった形で消費者行政が行われているという中で、行政の旗を振る側としての司令塔機能というところもございまして、施策の立案をすることも含めた機能として、こういった形で書かせていただいているところでございます。

さらには、個別の事案への対応という中でも、複合した事案なども最近増えてきているので、使える法令は賢く使っていく中で、個別事象の対象などについても知恵を絞ってやっていくということも含めて一応書かせていただいているというつもりでございます。

それから、6ページの(2)で、機能別に記述をしたほうがよいのではないかといい、どちらかという、前々回、前回といったあたりでいただいた御指摘を愚直に文字化した部分も若干あるのですけれども、機能別を書いていく中で、その中で得られる課題点や現状の理解といったところは、比較的似ている要素にもなるのかなということで、先ほど御指摘いただいたような大きく2点の機能が最近の中で特に期待が大きいよというところについては、おっしゃるとおりではありますので、その部分については、おっしゃるとおり、(2)の4行目の「近年」から始まる、ここの2つの特性が特に期待されているところを端的に書かせていただいているつもりでございまして、お考えについては、前回、前々回で示されているところを、今、委員におっしゃっていただいたような形で書きとめをさせていただいたという理解をしているところでございます。

もしお答え申し上げている中でさらにわかりづらいということであれば、済みませんが、さらに御指摘を賜ればというところでございます。

以上でございます。

○山本座長 いかがでしょうか。

長谷川委員、よろしいですか。

○長谷川委員 今の御説明について、基本的によろしいかと思うのですが、後で若干発言させていただくかもしれません。

○山本座長 お願いします。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 既にいろいろな御意見がありますので、そういうものも含めて少し私のほうで申し上げたい意見について御説明させていただければと思います。

長谷川委員のほうからいろいろ御指摘があったところもありますので、それから、先ほどのSDGsのことについても出てきましたので、それも含めてということになりますが、まず2ページ目の「II 消費者を取り巻く状況の変化について」の2段落目のところで、状況の変化と「一方で、そうした変化に伴い、貧困・格差の拡大」とか、こういった問題が出てくるというのが余り適切ではないという御意見だったと思うのですが「こうした変化とともに」というぐらいのところで考えていただければいいのではないかと思います。恐らくそういう議論がこれまでされてきたと思いますので、そうすれば別に余り大きな問題ではないと思います。

3ページ目になりますが(1)のSDGsに対する対応のところ「つくる責任つかう責任」。この責任については、まず英語を入れていただくことが必要で、これと先ほど御指摘いただいたところの消費者基本法のところの「責務」とか「責任」の使い分けです。これは同じなのかということをはっきりさせることが必要なのではないかと思います。一応SDGsの英文のほうを見ますと、Responsibilityとか、そういう表現になって、信義があるとか、その意味でもってこの責任の言葉も書いておりますので、日本語になってしまうとみんな同じになってしまうのですが、その「責任」の内容について少し丁寧に記載をしたほうが

いいのではないかと思います。

続きまして「(2) 国際化の進展への対応」のところ、長谷川委員のほうから「消費生活におけるグローバル化の進展」という1文目のところと2文目のところが重なっているのではないかと御指摘だったと思いますが、これは私のほうからかなりこの会合で強く御説明させていただいたところですが、消費者が、例えば個人貿易をしまして、要するに国境を越えて取引をするというような観点がこれまで比較的、消費者庁でとられていた国際化とかグローバル化の観点なのですが、今は実は取引自体がグローバル化していることが一番最初に書かれていることになります。つまり、全部とは言えませんが、検索はGoogleを使ったり、買い物はアマゾンです。この業者は世界規模で消費生活に係る取引とか情報提供といったものを進展させていて、それに対する対応がこれまでなかったということでもありますので、1文目のところにそれを入れた上で「消費者が直接国境を越えた取引をする」とつながっていることになりますので、そういう意味であるということで御理解いただければ非常にありがたいと思います。

4ページ目の2段落目のところで、技術革新の問題と消費者の、技術革新に伴って消費者に利便性があったりする一方で、坂本委員からも前回お話があったところかと思うのですが、利便性の裏にはかなりリスクもあるという問題がありまして、これをどういうふうに表現するかということだと思っておりますが、私が前回申し上げましたように、技術に対しては中立的な立場をとる。しかし、技術が実際の社会生活の中で使われたときに、それをどういうルールのもとで、一方で消費者に利益を与えながら消費者のリスクを回避するかということをごここではむしろ書きたいと、坂本先生の御意見は多分そういうことだったと思いますし、そうであるとすれば、例えばこういう表現にしてはどうかと思うのですが、御指摘のあったところは2段落目の真ん中ら辺ですので「また、技術の発展による市場の活力向上を図りつつ、消費者の利便性向上と消費者保護の適切なバランスを図ったルールの策定が必要である」ということであれば、別に御懸念のような問題は出てこないのではないかと思います。

データポータビリティの話ですが、これは(2)の2段落目に当たりますが、これは「等」と書いてありまして、あくまでデータポータビリティの権利、EUで展開されているような一般原則を日本で取り入れるべきとここでも議論したわけではなくて、こういう考え方もあるけれども、要するに個人が自己のデータを適切に管理できる環境の整備と考えて「等」がついているという理解であったのではないかと思います。

続きまして、プラットフォームビジネスについてですが、御指摘の点はよく理解できるように思うのですが、表現の問題として、仮に考えるとすれば「プラットフォーム事業者において、顧客間の紛争をどのように解決していくか」のところを「プラットフォームビジネスにおいて、プラットフォーム事業者を含めて、顧客間の紛争をどのように解決していくのか」と表現すれば足りることではないかと思います。プラットフォーム事業者も提供者とプラットフォーム事業者と2つのタイプのものがあって、しかもその人たちを含め

ないでC to C取引だという観点からルール作成をすることは問題だという話をここでもさせていただいたところですので、今のように考えれば、適切なルール化という範囲も見えてくるのではないかと思います。

6 ページ目のところの消費者団体の問題なのですが、消費者団体のところのお話は、長谷川委員からもありましたように、さまざま機能を実際は果たしてしまして、これがその機能を果たしていることの意義をまず整理した上で、それについて4期のところはどういう支援のあり方があるのかということがもうちょっとわかりやすいほうがいいというのは、御指摘のとおりではないかと思います。それに伴って、今回の案では記載が直接はないのですが、先ほど山本座長から御指摘のあった、浦郷委員の適格消費者団体の支援の話が一切、案の中に入っていないという問題がありますので、消費者契約法の附帯決議でも挙がっておりますし、行政と立法と出てくるのですが、司法のところは落ちていないのではないかと思いますので、浦郷委員の御意見もありますので、これについても適切にさらに補充をしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

大変細かいところではございますけれども、まず4 ページ目のプラットフォームのところたくさん御議論があった中で、(2)の高度情報通信社会においてのところの下から7行目のリコール製品というところの記載なのですけれども「リコール製品の流通を防止する等」というところで「等」でまとめられているところにおいて、例えば危険な商品とか有害な商品・サービスの流通を防止する等の安全確保という形で、具体的に示していただいたらわかりやすいかなというところは思いました。

このプラットフォーム事業者についてなのですけれども、消費者委員会においてオンラインプラットフォームのあり方検討会が行われているということでございますので、その報告書も踏まえながら、プラットフォーム事業者の責任、役割などを最終報告で入れていただけたらよろしいかと思っております。

次が、5 ページ目の地方公共団体における対応力の評価のところなのですけれども、地方消費者行政強化交付金、地方行政の経費の安定というところにおいてなのですが、今、地方行政強化交付金が減額されているというところと、限定的な使い方になっているところがございますので、このところを広く使えるような状況にしていきたいことと、記載の中では、恒久的な財源の支援を検討するという形でまとめていただけたらと思っております。

それから、次の消費者団体の活性に向けてのところ、先ほども具体的な支援についてというご意見があったとは思いますが、消費者団体としましては、トップダウン

で動いていくのではなくて、ボトムアップというか、現場から動いていくという形があります。私どもも今回、成年年齢引き下げにおいて学校に向けての消費者教育を、協会を挙げて全体でやっていこうと考えております。その折に、国や地方消費者行政から情報の支援もいただきたいというところがございますので、具体的な記載としたら、消費者団体の連携のところに情報支援を入れていただきたいと思います。また先ほどもお話がありましたけれども、適格消費者団体における財政支援を求めていくということも記載を入れていただきたいと思っております。

消費者行政についての財政を支援していただくということがないと思えないと思ったところが、3ページ目の「(2)国際化の進展への対応」というところで、この一番最後の行のところ。「消費者センター等における相談体制の充実等」と記載があるのですが、現状、消費生活センターというのは在勤・在住という形で相談をお受けしているというところにおいて、訪日外国人、こういった方のトラブルまでもどこまで見られるかというところが、この一文でちょっと疑問に思った次第でございます。

先ほど民泊の説明がございまして、民泊のポータルサイトのところに一括の相談窓口電話があり、そこで言語のできる方たちを配しているとお伺いしましたので、例えばですけれども、188に何か番号等を押すと、こういったインバウンドの方々が通じるようなシステム等を構築できると良いと思います。「消費者センター等における」だどこまでできるのかというところがあるかと思うので、そういったことを踏まえながら書いていただいたほうがよろしいのかなと感じたところでございます。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、森光委員。

○森光委員 前回欠席させていただいて、今回、9回目のあり方委員会ということで、前回いただいた資料から、特に意見を文書で出したわけではありませんが、今回の文章は、前回ブラッシュアップをされた委員皆さんの意見が盛り込まれています。私は9回参加させていただいて、逆に勉強をさせていただく形の中で、この中間取りまとめは見やすいものになっていると個人的には思っています。

1期、2期、3期の消費計画重要ポイントが第2回に配られた資料にあり、それを見ていく中で、5年間の重点事項が1期は3つ、2期も3つ、3期で一気に6つに増えていきます。この4期、まさに今、計画を立てる前段階のあり方を検討する中で、大きな4つの柱と、それぞれ2つから3つの項目になっていて、言い方を変えれば大変複雑になってきている、この時代をあらわしているものだろうなど。特に「国際化」という言葉は、3期にも出てはいますが、具体的にSDGsとか、もっと大きな国際化の話であるとか、高度情報通信社会になっていく中での危惧を含めた安心な環境を明記しておくことがとても重要な話に思います。

自分の中では、これまで余り出てきていなかった、消費者庁、消費者政策のあり方、4番に該当しますね。初期の委員会にて、お話しさせていただいた意見がかなり入れていただけてとてもありがたく、特に5ページ目から始まります「(1) 消費者行政の推進力の向上」で、先ほど長谷川委員からも意見がありました「司令塔機能」という言葉は、私自身は実は好きでして、何の司令なのかという言い方をされるかもしれませんが「横断的な」という中の言葉に、先ほど本日欠席の浦郷委員の言葉の中にありましたように、これだけ複雑化してきて、当然消費者庁が先導をとっても、独自でやるわけではきっとないわけですし、専門家が当然入ってくると思うのですが、この5ページの文章、①のところの後半の部分にありますような、横断的に立案を行っていく中で「方針に従って政府一体となって対処することにより、迅速な対応を行っていく」。

可能であれば、もし浦郷委員と私の意見も入れていただけるとすれば「政府一体となって対処し、」でとめて、できたら、「消費者生活系団体、行政及び事業者が政策的な結合、連携をして、迅速な対応を行う」ということ。この考え方のベースにあるのは、消費者庁がトップダウンで全体を横断的に取りまとめて、「政府主導だけでやるのだ」という意味ではなく、業界や関連団体の中で、任せるところは任せていくというイメージです。そのパーセンテージを決めるわけではありませんが、こういうところから進めたほうが結果的に早い対応が可能であろうと、こういうところを少し文章の中に入れておくと、上から下にどんとおりてくる、そういう施策ではないと。そういうものの中で、次の第4期の5年間を見ても、また新しい次の消費者庁のあり方を含む消費生活が見えてくると考えます。

特に7回目の本委員会のときに座長が言われた、これだけ複雑化してきて細分化してくると、KPIのところ「チューニング可能」という言葉をすごく思い出しており、なるほどと思いました。そういう意味でいくと、これで4期の計画を立てる中で、単にこれはだめという決定だけではなくて、その段階で、それこそ団体なり協会、産業界が意見を出せるような場でのチューニング可能な計画の修正といいますか、そういうものやっつけていかないと、目まぐるしく変わる時代ですので、その点を加味したような文章が少しあるとうれしいというのが個人的な意見です。

その他、全くもって、個人的には大変わかりやすい文章だと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

坂本委員、どうぞお願いします。

○坂本委員 大変わかりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。

私が気づいた点は大変細かい点ばかりなのですが、まず3ページの「Ⅲ 消費者政策の視点について」、1の見出しなのですが、これは「1 健全な消費生活環境の確保」と短くしてはだめでしょうかと思いました。私だったら、長いものは嫌いなので

「消費生活に係る」の後にまた「生活」と出てくるのかと。「1 健全な消費生活の環境の確保」でシンプルにまとめられないかなとちょっと思いました。

次、5 ページです。消費者教育の充実について（3）で書いていただきまして、ありがとうございます。私個人の希望としては、上から4行目のところの「18歳、19歳の若年者の消費者被害拡大を防止するためには」で「学校教育における」と明記していただけないのではないかと思います。私の希望としては「学校教育における消費者教育を充実させることが必要である」とぼしっと書いていただきたいところです。

その後、この文章の主語は何だろうと、ちょっと何かねじれる感じがしますので「させることが必要である」で一度切って、高校段階までに基本的な考え方や責任への理解を図り、消費者としての主体的な判断力や責任を持って行動できるような能力を育成すると。何かここは「若年者」が主語になってちょっとあれなのですけれども、若年者を主語にしない文章で続けられて書いたほうがいいかなと思いました。

5 ページ、この下の4のところ、今、森光委員にも言っていたところなのですが「① 消費者庁の司令塔機能の発揮」の部分です。消費者庁が音頭を取っているというのにはまさにそのとおりなのですけれども、実際にされていることは非常にいろいろな省庁とか事業者の方との連携を促していくということをすごく日々されているのだなということを感じていますので、縦割りを超えてというか、省庁間の連携を促すとか、情報共有をどんどん図るとか、そんな表現も少し入るといいのではないかと感じました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

宮木委員、どうぞ。

○宮木委員 私は消費者意識などを研究していますので、そちらの観点から申し上げます。先ほど冒頭で拝師先生がおっしゃっていた責任の部分なのですが、これは恐らく「責任を持つ」ということと「責任感とか責任の意識を持つ」というところの違いだと思っています。特にSDGsでは、特に何か具体的な責任を負わなければいけないということよりは、責任意識をまずは高めていくということが重要視されていると考えますので、そうした表現に変えて、消費者一人一人がきちんとした意識を持って行動するというようなことが伝わる文章に変えたほうが良いと考えます。

同じ3 ページ目の1（1）の最後の「それが企業にとっては」のところの文章ですが、私もわかりにくいと感じておりまして、経済の好循環のことを言っているのかなと思いつつも見たのですけれども、ちょっとわかりにくい文章なので、ここは誰に向けて言っているのか、見直されたほうが良いと感じました。

4 ページ目から5 ページ目にかけての「3 消費者の自立支援」のところなのですが、（1）で「消費者の自立とは」という話をして、（3）で「消費者の自立支援のための施

策として」となって、(2)で「消費者の自立を支援する一方で」とありますので、読み手として、私の感覚としては(1)(3)(2)の順で書いていただいたほうが流れやすいように思いました。ここの(3)の中にある「責任を持って行動」というところも、やはり責任感とか責任の意識というところで恐らく事務局のほうでお書きになったのではないかと思いますので、こちらもそういう表現に変えたほうがいいのかと考えております。

それから、一番最後の「Ⅳ おわりに」の部分、6ページ目なのですが、ここをさらっと読んでしまうと「行政、消費者、事業者等の関係者が、それぞれ主体的に」とばらばらにやっているような感じなので、もうちょっと「連携をとった上でそれぞれが主体的に」という形に表現を改めていただきたいと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

どうぞ、千葉委員。

○千葉委員 宮木委員の一番最後の意見について私は反対なものですから、意見を申し上げたいと思います。

5ページ目のところの(2)(3)の順番が(3)(2)の順番ではないかという御指摘なのですが、私がこの会議体でプレゼンをさせていただきましたように、これまでも若年層、特に成人になる前の方が消費者被害に遭うとか、高齢者で認知症があったりして、そういう層について、消費者教育、消費者に対する啓発が必要だということで事業が進められてきたのですが「脆弱な消費者」。浦郷委員はまだ日本では普及していない言葉ではないかという御指摘はあるのですが、世界的に見るとかなり普及してきている言葉でありまして、この考え方というのは若年者とか高齢者という世代の問題ではなくて、例えば非常に貧困であって日々の生活のことも考えられない、あるいはさまざまな障害があって自立して判断ができないような人も含めて、そういった自立したくてもし得ない人たちに対して支援をすることも社会全体として見れば必要なことなのだということが前提になっていて、消費者基本法は基本的に自立と自立支援と2つの柱がありますので、それに沿って(1)(2)が展開されているという理解になるのではないかと思います。

(2)のところの自立支援の対象として、今、特に注目されているのが成人年齢の引き下げなので、これについての支援として若年者教育の問題が(3)として書かれているということだろうと私は理解しております。

したがって、順番としてはこの順番でいいのではないかと思います。

以上です。

○山本座長 どうぞ。

○宮木委員 そうすると、脆弱な消費者に対する消費者教育という感じになるのですか。

○千葉委員 脆弱な消費者に対して、各層に対して、そういう属性を持った人に対して支援策が必要だと。その中で、脆弱な消費者のうち、今、若年者というところに脆弱性の一つの顕著な特徴があって、それに対して成年年齢引き下げという問題があるので、そこに

消費者教育という、先ほどの坂本委員の御発言によれば、学校教育というところでの支援が、ここで4期の問題として特に充実が必要だという形で指摘されているという流れではないかと思います。

○宮木委員 わかりました。

おっしゃるように、民法の改正というところで特に成年年齢の話をしているのであればこういう流れでもいいのかもしれませんが。普通に読んだときに、「自立が必要です」「その一方で」となった後に「自立支援の施策として」という流れになっていたので、その辺に違和感を持ったというのが私の指摘でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 済みません。2回目の発言をお許してください。

先ほどの事務局の方の御説明とその後の皆さんの意見を踏まえて、私が言葉足らずなところもあったのかなと思いつつ、補足させていただければと思います。

2ページ目の2パラのところ、格差と環境問題と労働環境の悪化は、その後の取り残される消費者の存在とはあまり関係がない気がします。後でエシカル消費などが出てきて、それはそれで重要なことだと思っているのですが、もし環境問題を言及することによってそうしたことを伝えたいということであれば、もうちょっと文脈に工夫があってもいいのかなと思いました。それが2ページ目に関してでございます。

3ページ目は、ESG投資における評価の指標のところ、これまでの議論を踏まえてこう書かれたという御説明だったのですけれども、3ページ目の(1)の一番最後のパラグラフの下から3行目のところでございますが、おそらく「投資家にとってはESG投資における評価の指標となることにつながり」の主語は、2行上の「それが」なのではないかと思っています。「それが企業にとっては」の「それが」です。つまり、それが企業にとっては何とか、それが投資家にとっては何とかというストラクチャーかなと思っていて、その「それが」が指す内容は、そのような消費者の主体的な行動を促す視点が必要であるということかもしれないのですけれども、そういうことがESG投資における評価の指標となるというのがいま一つわかりにくいなということにすぎなくて、書くことについては別に反対しているわけではございません。わかりやすく書いたほうがいいのではないかとこのことでございます。

その下の(2)の千葉先生の御説明はよくわかりました。ありがとうございます。

4ページ目の一番下の消費者のこれは、事務局の方から消費者の自立について書き分けているつもりですという話があって、そうなのかもしれないのですけれども、要するに何にわかりにくいなと感じたかという、4ページ目の一番下の最初が「消費者をめぐる環境が大きく変化する状況においては、消費者保護の視点のみならず、多面的に考え」というフレーズがどこにかかるかという問題なのです。それが「自らの利益」から「基本とし」

にかかるとか、それとも、その後ろの「さらには」のところにかかるとか。私は「さらには」以降にかかるとかではないかと思っております。

○澤野企画調整官 済みません。どの部分でしょうか。

○長谷川委員 まず、4ページ目の一番下の「消費者をめぐる環境が大きく変化する」というものがあるではないですか。そこが来て、読み上げますと「おいては、消費者保護の視点のみならず、多面的に考え」と。

○澤野企画調整官 これは「多面的に考え、主体的に判断する消費者」という形で、ここで一まとめりとなっております。

○長谷川委員 一まとめりなのですね。いいのですけれども、そこは何となくつながりとしては「さらには」以降のほうが親和性があるのかなと勝手に思っていたのですが、ちょっとこの文章には入れ子感があるかなという感じがしたので、やや整理をと思ったというのが感想でございます。要するに、自分のことを考えるのであれば別に多面的には考えないのではないかと。

○澤野企画調整官 要は、「多面的に考え、主体的に判断する」の位置として「さらには」以降に入れてというような形で、というご意見ですね。

○長谷川委員 例えばですね。もう少し整理の余地があるのかもしれませんが、例えばということですが。

あと、5ページ目のところで「司令塔機能」はこの言葉でもいいのかもしいかなのですが、少なくとも皆さんのおっしゃっていることは、事業者も含めて連携するとか、情報共有を促すとか、そういうことだとすると「消費者庁が決定した対応方針に従って」というのは相当表現としては強い感じがいたします。さらに「司令塔機能」という言葉とつながると強い感じもいたしますので、こういったことを書くこと自体は、何となく皆さんのおっしゃっていることはわかったのですけれども、表現を修正していただければどうかと感じます。

○山本座長 どうぞ、拝師委員。

○拝師委員 今、長谷川委員がおっしゃった2ページのところなのですが「Ⅱ 消費者を取り巻く環境の変化について」で、長谷川委員がおっしゃるように、確かに経済活動の活発化とか、そのほか、利便性が飛躍的に向上しているということと、貧困・格差の拡大、環境問題、労働環境の悪化等の問題は、それが因果関係として関係するか、増税はないのかとか、ある意味、税制であるとか、福祉の問題だとか、環境政策、その影響次第というところもあるので、一つは「伴い」ということではなくて、先ほど森光委員がおっしゃっていたのは「変化とともに」ということで、そこは私も並列的に書くということでもいいのかなと思います。

他方で、後段のほうの「社会の変化がもたらす利点も享受できず、取り残される消費者の存在も浮き彫りになっている」というところは、主としては、超高齢社会の到来の中で、先ほどの話に出ているのは、脆弱な消費者であったり、あるいは貧困・格差の中で取り残

されているというようなことなのでしょうが、長谷川委員がおっしゃるように、貧困・格差の拡大、環境問題、労働環境の悪化とそのままつながるものでもないで、書き方としては「一方で、そうした変化とともに、貧困・格差の拡大、環境問題、労働環境の悪化等の課題も生じている」というところで一つ切ってしまうと、また別の課題として「超高齢化社会の到来とも相まって」云々となつなげれば、それぞれ一応、社会現象としていろいろ起きてきていますよと。余り無理に一つの流れをつくる必要もないかなと思っていまして、御指摘されている事柄自体はそれぞれ非常に重要な社会の変化、事象だと思いますので、そういう形で少し並列的に挙げるような文章のほうがわかりやすいかなと思いました。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

おおむね御意見は出たと理解してよろしいでしょうか。

また後で申し上げますように、この会が終わってからも、追加的な意見といたしますか、お出しいただくことは可能にいたしたいと思いますが、今日のところは。

どうぞ、拝師委員。

○拝師委員 先ほど長谷川委員がおっしゃられた5ページ目の消費者庁の司令塔機能のところなのですけれども、基本的にはこれは消費者庁創設のときから消費者庁の司令塔機能ということで、そこはフレーズとしては言ってきて、決して司令塔機能を発揮し切れている状況ではないのだけれども、それを目標に常にしながら頑張っていたとこの趣旨で、ぜひ入れていただきたいと思っているのですけれども、ちょっと私のほうで理解し切れていないのですが、先ほど長谷川委員のほうで、表記の中でひっかかっている部分があるとおっしゃっていたのは具体的にはどういうところですかね。

○長谷川委員 先ほどの発言の前の発言も含めて申し上げますと、まず1点目は、それで大体、皆さんのおっしゃっていることは理解はできたのですけれども、言ってみれば、消費者問題が複雑化していると、基本的には専門知識のあるところに任せるといえるのか、その専門知識を生かして解決を図っていったほうがいいのではないかとというのが多分、一般的な考え方かなと思う中で、消費者庁が出ていくというのが理解しにくかったなというのが1点目なのですけれども、言われてみれば、確かに業法の世界だけでなく、もう少し業法横断的なといいますか、そういった対応が必要ということはあるかと思っておりますので、そこは理解しました。それが1点目です。

2点目でひっかかったのは先ほど申し上げたところで「個別の事案への対応においても、消費者庁が決定した対応方針に従って政府一体となって対処する」というところがございます。これについては、個々の省庁がそれなりの専門知識がある中で一定の判断をしている中で、トップダウンなのかどうかかわからないのですけれども、消費者庁が決定をした方針に沿ってやっていますということに決めてしまうというのはちょっと書き過ぎなのではないかという、それがひっかかっていることの2点目でございます。

○山本座長 どうぞ、拝師委員。

○拝師委員 その個別の事案への対処の件なのですけれども、たしか私のプレゼンのときにも少しお話しさせていただいたのではないかと思うのですけれども、例えば女性ホルモン用の健康食品の副作用でかなり被害が出ているケースがありまして、あのケースへの対応を考えてみたときに、当然、厚労省が一つは医薬品的な側面と食の安全的な部分で関係しなければいけないのですけれども、他方で表示の問題もかなりいろいろ問題がありまして、そこは消費者庁が関係してくると思いますので、一つの所管が具体的に決まっている中での事例であっても、やはり複数省庁がかかわってくる問題は結構、今、出てきているのです。それはそれぞれが縦割りでやっているとなかなかうまくいかなかったり、実は全然違うそごのある政策をやったりすることにもなりかねないので、そこはどこかが調整しなくてははいけない。

やはり消費者庁の役割というのは、そういう縦割りのいろいろな問題が起きたときに、消費者の視点でどうすれば一番いいのかと見られる省庁だと思っているので、専門性はそれぞれあるのはそうなのですけれども、それを超えて消費者の立場で消費者被害を救済するとか予防するという面でどうすればいいかというところで調整する。決してトップダウン的なイメージではないと思いますけれども、そういう意味でも司令塔機能を個別の事案でも判断していくことがすごく大事で、それはそういう趣旨で表記されているのかなと理解しているので、ぜひ残していただきたいなと思っております。

○山本座長 ワーディングの問題かなと。確かに「対応方針に従って政府」、これだと政府が消費者庁の決定に従うような、そのあたりが長谷川委員のひっかかりかもしれません。このあたりのワーディングも。

○長谷川委員 そういったことで、先ほど拝師先生がおっしゃられたようなことを拾うような形で表現していただくのはよろしいかと思えます。賛成です。

○山本座長 森光委員。

○森光委員 全くもって同じで、拝師委員がカバーしてくれたように、先ほどの意見の中であったように、この文章だけで終わってしまうと政府のトップダウン的なイメージがあるので、先ほどの本日お休みの浦郷委員が言ったような言葉も加味しながら、決して独断でやるのではなくて、まさに第1期のころの5年間の計画は、きっと、今、我々がそろっていても5年先を見通せていないですよ。20年前の5年間のときの進みとこれからの5年間は下手をしたら、その先の5年間だからこそ、山本座長が言われたような「チューニング可能」というのはすごく生きていて、たった1年でも5年分の進化をしていく。すなわち、我々は20年先を見通せないような時代に入っているような気がしていく。

そういうときに必要なのは、実はサッカーをやっている今の時期ではありませんが、翼くんのような、まさにちょうど中心人物といいますか、そういう方が省庁が必要である。その役割を公平的に消費者の立場に立った消費者庁であってほしいという言葉で、こういう言葉はぜひあってほしいなと思った次第です。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

どうぞ、千葉委員。

○千葉委員 今の点については、特に産業構造がデジタル化社会の中で業法規制ではもう対応できなくなっているということがこの議論の前提にあって、業法規制で対応できない、その業態の中だけでそれぞれのところを対処していくとばらばらな政策になって、政府一丸としてということにはならないので、消費者のほうからすれば、結局、利益は守られないし、保護もされないという状態になってしまう。

そこを是正するためには、ここで特に強調しなければならないのは「縦割りを超え幅広い分野を対象とした横断的政策」というところにこそ消費者庁は司令塔としての機能を発揮して、各省の調整も含めて、なかなか大変な作業だと思いますけれども、そういう役割が消費者安全法で期待されているので、それを着実に、しかも目の前にあるものがその業法規制では対処できないことが非常に多くなっているということで、この種の表現が出てきたということになると思います。座長が先ほど言われたように、表現の問題だと思いますので、この点をうまく表現できる記述にしていただければ、皆さんも納得していただけるのではないかと思います。

先ほどの拝師委員の例なども適切な例だと思うのですけれども、どこが対応するのかもよくわからないとか、対応する側面によって省庁が異なるということになると効果的ではないということになりますので、そのように御理解いただければ一番いいのではないかと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

どうぞ、川口さん。

○川口次長 この司令塔のところ、表現ぶりの話の提案という意味ではないのですけれども、司令塔機能について原案で書いているようなことは平成20年の消費者行政推進基本計画に書いてある文章とほとんど同じでありますので、そういう意味で、拝師先生がおっしゃったように、ずっとこれを目指して努力してきているということですが、実際にやってみると、重大な案件でも、明らかに特定省庁でほとんどカバーされるというような大きな事故とか被害ですと、消費者庁以外のどこかの省庁が中心になって、多少、他省庁にもちよっと協力してもらおうということで進んできているということもあります。

廃棄食品の不正流通というのは、消費者庁がやった案件ですけれども、いろいろな省庁が登場して、起きていることもどういうことかよくわからないというので、ごみ行政と食品安全行政と食品表示行政を全部まとめて対応しなくてはいけないというような場合で、消費者庁が出て行って、その必要性もあったのでしょうし、やる意味もあった。放っておくと、みんなこれはうちの仕事ではないと思って、それっきりになる。他方、ごみ行政だけだというと、ちょっと消費者の関心とずれているというところもありますので、そういうことをやってきたということもあります。

あとは、全くのすき間案件であれば、これは消費者庁がやらないと誰もやらないということになりますから、これをやる意味があるのだと思います。分野的にはすき間というのはたくさんあるわけですが、その中で、大きな問題にならないうちに消費者庁が対応するということになります。

ですから、私の印象では、この司令塔機能の言い方を、あるべきということでも繰り返しているだけではなくて、どういう場合に必要なのか、なぜ必要なのかとか、どのようにやるのがいいのかとか、そういうことをよく検討していかないと、調整官庁というのはいつの時代も空文化するとか、うまく働かないという歴史がずっとあるので、ちゃんと必要ときは働く。実効性を持って働いて、かつ各省庁がどういうことが得意で、どういうことをお願いしたらいいのかがよくわかっているということですね。よくわかっているツールの問題というより、こっち側、消費者庁側の能力の問題が結構大事かなと思います。

浦郷委員の御意見でから、消費者庁側の人の問題とか、お金の問題とか、訴訟の問題とかを書かれていましたけれども、権限的には割合たくさんあるわけですが、うまく使えないという可能性のほうが問題かなと思います。

感想でございますが、これは進化させなくてはいけないということで、10年前と同じではいけないだろうと思い、少し経験ということで申し上げました。

それから、拝師委員からいただいた健康食品の話はまさにそうなのですが、食品の安全というのは厚労省と消費者庁でやっていて、食品表示は消費者庁なので、これは食品の安全と表示というのは両方裏腹なので、片方だけでは決してできませんから、いつも厚労省と消費者庁でよく相談して、消費者庁の中でも担当課が分かれるので、みんなで一緒に考えてやっているということです。

美容医療のように、医療だけれども、厚労省から見ると医療の端のほうの分野になるけれども、消費者問題から見ると大きいということは、消費者問題としてこれは大事だと消費者委員会から言われましたので、消費者庁から厚労省に働きかけて、対応が進み、法改正まで至り、実際の運用でも結構、消費者庁が割と前に出てやっているような感じでした。

昔に比べますと、余り縦割りという感覚はなく、各省庁に働きかけてもそれなりに消費者庁の言っていることは聞いてくれながら進んでいるという感じがいろいろな分野です。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、おおむね御意見は出していただけたと思います。皆様の御意見をお伺いしまして、基本的な本日御提案の中間取りまとめ案の中身については、大きな御異論はなく、御了承をいただけるということではないかと理解しました。

ただ、数多くの御意見、書きぶり、表現ぶりについて御意見を頂戴いたしましたので、

それを踏まえて再度書きぶりについては調整をする必要があると思いますが、その最終的な修正、その取りまとめにつきましては、恐縮ですけれども、座長である私に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、私のほうで、今日いただいた御意見を踏まえて、事務局とともに最終案を作成していきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、もし追加の御意見でお気づきの点がございましたら、後日、事務局にお送りいただきたいと思っております。

いつぐらいまでというのは。

○澤野企画調整官 できれば今週中、6月29日を目途に頂戴できればと思います。メール等でいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本座長 よろしく願いいたします。

これで一応、当検討会としましては中間取りまとめに至ったということになりますが、消費者庁のほうから最後にお願ひできますか。

○岡村長官 委員の皆様方、本当にありがとうございます。

重い課題ではありますが、しっかりと受けとめて、まだ中間取りまとめということですので、この先もまだまだ道は遠いですが、しっかりやりたいと思います。その意味では、消費者庁自体の体制、人材の充実というコメントを重く受けとめております。

座長も座長代理も皆様方もよろしく御指導をお願いします。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、今、長官からお話をいただきましたが、今後の検討会のスケジュール等につきまして、事務局からお願いいたします。

○河内課長 事務局でございます。

検討会の開催につきましては、今回の中間取りまとめをもちまして一旦区切りとさせていただきます。年末に予定してございます最終取りまとめに向けまして、今後の検討会の開催につきましては、座長と御相談の上、しかるべき時期に開催し、御議論いただきたいと考えています。

委員の皆様には、改めて御連絡を差し上げたいと思います。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の検討会を閉会したいと思います。

これまで長期間にわたり熱心な御議論を賜りまして、本当にありがとうございます。